

災害時における歯科医療救護活動に対する
生野区歯科医師会の活動協力についての覚書

大阪市生野区役所(以下「生野区役所」という)および一般社団法人生野区歯科医師会(以下「生野区歯科医師会」という)は、災害発生時における歯科医療救護活動について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画において想定されている災害(地震、風水害等異常な自然現象又は大規模な火事等)若しくは事故災害(海上、航空、道路、鉄道等)が発生し大阪市生野区災害対策本部が設置されることが予測される場合に、災害発生時の初期段階における生野区内の歯科医療救護活動の万全を期するため、生野区役所が行う歯科医療救護に対して、生野区歯科医師会員のうち協力可能な歯科医師により実施する歯科医療救護活動への協力について必要な事項を定める。
- 2 生野区歯科医師会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、災害時避難所における歯科医療救護活動への協力を行う。この場合の生野区歯科医師会の協力は民法第 698 条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、生野区歯科医師会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数を確保する義務を負うものではない。
- 3 生野区歯科医師会が行う上記の歯科医療救護活動協力及び同経費の負担については、大阪府と一般社団法人大阪府歯科医師会との間で締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」(平成 29 年 7 月 1 日)を準用する。
- 4 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
- 5 この覚書の有効期間は、平成 30 年 4 月 16 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、この覚書の有効期間の終了前 30 日までに、別段の意思表示がないときは、更に 1 年間延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 16 日

大 阪 市 生 野 区 長 山 口 照 美

一般社団法人生野区歯科医師会会長 友 辺 芳 明